

社会福祉法人共楽園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共楽園の役員、評議員、評議員選任解任委員及び苦情解決事業の第三者委員の報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等は、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 評議員選任解任委員とは定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (7) 苦情解決事業の第三者委員とは、社会福祉法第82条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (8) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (9) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等、評議員選任解任委員及び苦情解決事業の第三者委員に対しては、職務遂行の対価として、報酬を支給するものとする。

- 2 第1項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。
- 3 役員等、評議員選任解任委員及び苦情解決事業の第三者委員が会議に出席した日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、法人及び施設運営のための勤務報酬はこれを支払わないものとする。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

- 2 全理事の各年度の報酬総額は、90,000円以内とする。
- 3 全監事の各年度の報酬総額は、100,000円以内とする。
- 4 全評議員選任解任委員の各年度の報酬総額は、60,000円以内とする。
- 5 全第三者委員の各年度の報酬総額は、25,000円以内とする。
- 6 役員等・評議員選任解任委員及び苦情解決事業の第三者委員の報酬の額は、別表1に定める額とする。

(報酬等の支給日)

第 5 条 役員等、評議員選任解任委員及び苦情解決事業の第三者委員の報酬は、業務執行後 1 ヶ月以内に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は、本人の同意を得て本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令に定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第 7 条 役員等には、法人業務のため出張に要する旅費（宿泊費を含む）を旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

2 旅費等は、必要に応じて事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(端数の処理)

第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、小数点第 1 位を四捨五入する。

(適用除外)

第 9 条 役員等、評議員選任解任委員及び苦情解決事業の第三者委員本人より申し出があった場合、報酬等の受給を辞退することができる。

(公表)

第 10 条 この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 26 日より適用する。

平成 30 年 6 月 25 日 改正

別表 1

役職名	業 務	日 額
常勤役員	理事会・評議員会・評議員選任解任委員会の出席報酬等 法人及び施設運営のための勤務報酬等	5,000 円
	監事監査及び指導報酬等	8,000 円
非常勤役員	理事会・評議員会・評議員選任解任委員会の出席報酬等 法人及び施設運営のための勤務報酬等	5,000 円
	監事監査及び指導報酬等	8,000 円
評議員	評議員会の出席報酬等 法人及び施設運営のための勤務報酬等	5,000 円
評議員選任 解任委員	評議員選任解任委員会の出席報酬等	5,000 円
第三者委員	苦情解決事業に関する会議への出席報酬等	3,000 円